

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊交企第16号

令和3年1月14日

「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る取扱いについて（通達）

見出しの件については、別添「「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る取扱いについて（通達）」（令和2年12月25日付け警察庁丁交企発第326号、丁規発第143号）のとおり、今般、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第2条第1項に規定する国家戦略特別区域における搭乗型移動支援ロボットを用いた実証実験等の要望が寄せられていること等を踏まえ、実証実験等に係る道路使用許可の取扱いに関する基準が変更された。

本県ではこれまでセグウェイなどの搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験の取扱いはないものの、全国的に自動運転の早期実用化に向けた環境整備が確実に進展している状況であり、今後、本県においても前記取扱いを行うことも想定されることから各所属においては本庁通達の内容を確実に把握し、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る取扱いについて（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。